

別表 2

1. 理事長専決事項

	内 容
1.	「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
2.	債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
3.	設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
4.	工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
5.	基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
6.	その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
7.	予算上の予備費の支出
8.	寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
9.	役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること
10.	施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
11.	職員の昇給・昇格に関すること
12.	各種証明書の交付に関すること
13.	行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項は除く）

2. 施設長専決事項

	内 容
1.	所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること
2.	所属職員の旅行命令及び復命に関すること
3.	所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること
4.	所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
5.	臨時職員の任免に関すること
6.	所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること
7.	人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約に関すること
8.	収入（寄附金を除く）事務に関すること
9.	利用者の日常の処遇に関すること
10.	利用者の預かり金の管理に関すること
11.	行政官庁からの照会に関すること（定例又は軽易な事項に限る）
12.	その他定例又は軽易な事項

--	--